

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年6月26日

【会社名】 株式会社SUBARU  
(旧会社名 富士重工業株式会社)

【英訳名】 SUBARU CORPORATION  
(旧英訳名 Fuji Heavy Industries Ltd.)  
(注) 2016年6月28日開催の第85期定時株主総会の決議により、2017年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉永 泰之

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役専務執行役員 岡田 稔明

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長吉永泰之及び当社最高財務責任者取締役専務執行役員岡田稔明は、当社の第86期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。